明治三十二年三月二十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務四九九）　一

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同五〇〇）　八

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇

特殊法人等
独立行政法人労働政策研究・研修機構平成二十事業年度決算、住宅型式性能認定関係　一七

地方公共団体
行旅死亡人、公債償還（東京都区）、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表関係　一八〇

会社その他

会社決算公告　一八三

告示

○総務省告示第四百九十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十一年十月二十一日

総務大臣　原口　一博

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　福島県会津若松市栄町２―４　(278.40) (2)　福島県会津若松市河東町広田字緑ヶ丘43　(297.30)	北緯37度29分47秒東経139度55分47秒の地点と北緯37度33分13秒東経139度56分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　福島県郡山市駅前１―10―１　(299.50) (2)　福島県須賀川市西川字隠久保79―５　(297.40)	北緯37度23分43秒東経140度23分10秒の地点と北緯37度20分29秒東経140度21分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯37度20分26秒東経140度21分54秒の地点と北緯37度20分15秒東経140度21分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯37度19分57秒東経140度21分43秒の地点と北緯37度19分51秒東経140度21分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度19分31秒東経140度21分33秒の地点と北緯37度19分16秒東経140度21分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　福島県郡山市駅前１―10―１　(309.40) (2)　福島県須賀川市畑田字荒池上40―１　(332.70)	北緯37度23分43秒東経140度23分10秒の地点と北緯37度20分30秒東経140度18分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯37度20分24秒東経140度18分44秒の地点と北緯37度19分25秒東経140度17分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度19分03秒東経140度16分56秒の地点と北緯37度18分33秒東経140度16分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　福島県郡山市駅前１―10―１　(299.40) (2)　福島県郡山市待池台１―55―59　(332.40)	北緯37度23分43秒東経140度23分10秒の地点と北緯37度26分20秒東経140度18分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　福島県郡山市駅前１―10―１　(292.90) (2)　福島県本宮市糠沢字二斗内165　(332.60)	北緯37度23分43秒東経140度23分10秒の地点と北緯37度29分39秒東経140度26分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域